

令和2年余市町議会第3回定例会会議録（第1号）

開 会 午前10時00分
 延 会 午後 2時59分

○招 集 年 月 日

令和2年9月14日（月曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 会

令和2年9月14日（月曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長 3番 中井 寿夫
 余市町議会副議長 17番 土屋 美奈子
 余市町議会議員 1番 野呂 栄二
 " 2番 吉田 豊
 " 4番 藤野 博三
 " 5番 内海 博一
 " 6番 庄 巖龍
 " 8番 白川 栄美子
 " 9番 寺田 進
 " 10番 彫谷 吉英
 " 11番 茅根 英昭
 " 12番 近藤 徹哉
 " 13番 安久 莊一郎
 " 14番 大物 翔
 " 15番 中谷 栄利
 " 16番 山本 正行
 " 18番 岸本 好且

○欠 席 議 員 （0名）

○出 席 者

余 市 町 長 齊 藤 啓 輔
 副 町 長 細 山 俊 樹
 総 務 部 長 須 貝 達 哉
 総 務 課 長 増 田 豊 実
 企 画 政 策 課 長 阿 部 弘 亨
 地 域 協 働 推 進 課 長 羽 生 満 広
 財 政 課 長 高 橋 伸 明
 税 務 課 長 紺 谷 友 之
 民 生 部 長 上 村 友 成
 福 祉 課 長 照 井 芳 明
 子 育 て ・ 健 康 推 進 課 長 芹 川 か お り
 保 険 課 長 中 島 豊
 環 境 対 策 課 長 成 田 文 明
 経 済 部 長 渡 辺 郁 尚
 農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一
 商 工 観 光 課 長 橋 端 良 平
 建 設 水 道 部 長 千 葉 雅 樹
 建 設 課 長 篠 原 道 憲
 ま ち づ くり 計 画 課 長 庄 木 淳 一
 下 水 道 課 長 北 島 貴 光
 水 道 課 長 奈 良 論
 会 計 管 理 者 （ 併 ） 会 計 課 長 秋 元 直 人
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 水 野 貴 司
 教 育 委 員 会 教 育 長 前 坂 伸 也
 教 育 部 長 中 村 利 美
 学 校 教 育 課 長 高 田 幸 樹
 社 会 教 育 課 長 浅 野 敏 昭

選挙管理委員会事務局長
(併) 監査委員事務局長

石川智子

○事務局職員出席者

事務局 長 杉本雅純
書 記 細川雄哉
書 記 小林宥斗

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
議長の諸般報告
- 第 3 常任委員の所属変更について
- 第 4 議案第 1 号 令和 2 年度余市町一
般会計補正予算 (第 7 号)
- 第 5 議案第 2 号 令和 2 年度余市町介
護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 6 一般質問

開 会 午前 10 時 00 分

○議長(中井寿夫君) ただいまから令和 2 年余市町議会第 3 回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 17 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 11 件、認定 1 件、常任委員の所属変更について、他に一般質問と議長の諸般報告です。

○議長(中井寿夫君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 16 番、山本議員、議席番号 18 番、岸本議員、議席番号 1 番、野呂議員、以上のとおり指名いたします。

○議長(中井寿夫君) 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○8 番(白川栄美子君) 令和 2 年余市町議会第 3 回定例会開催に当たり、9 月 11 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告申し上げます。

委員 7 名の出席の下、さらに説明員として細山副町長、須貝総務部長、増田総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期定例会に提出されました案件は、議案 11 件、認定 1 件、常任委員の所属変更について、一般質問は 8 名によります 12 件、他に議長の諸般報告でございます。

会期につきましては、本日より 9 月 16 日までの 3 日間と決定しましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りににつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付されておりますので、省略させていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第 3、常任委員の所属変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 4、議案第 1 号 令和 2 年度余市町一般会計補正予算 (第 7 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 5、議案第 2 号 令和 2 年度余市町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第 6、一般質問は、8 名による 12 件です。

日程第 7、議案第 3 号 余市町議会議員及び余市町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例案につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第8、議案第4号 余市町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第5号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第6号 工事請負契約の締結についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第7号 町有財産の取得についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第12、議案第8号 令和元年度余市町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第13、議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第14、議案第10号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第15、議案第11号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件につきましては関連がありますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第16、認定第1号 令和元年度余市町水道事業会計決算認定についてにつきましては、議長と議会選出の監査委員を除く議員15名で構成する令和元年度余市町水道事業会計決算特別委員会を設置し、閉会中といえども審査、調査のできることを付け加え、付託するとともに、当該特別委員会に対しましては審査、調査の円滑化を図るため、地方自治法第98条の規定による書類の検閲及び検査の権限を付与することに決しました。

なお、追加案件もあると伺っておりますので、それらの案件が提出されました時点で議会運営委員会を開催し、その結果をご報告申し上げます。

以上を申し上げます、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（中井寿夫君） ただいま委員長から報告のとおり、今期定例会の会期は本日から16日までの3日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から16日までの3日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知いたしました案のとおりでありますので、ご了承願います。

なお、今期定例会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 次に、諸般の報告をいたします。

初めに、地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によります令和元年度決算に基づく財政の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告が町長からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会の総会が書面により開催され、また例年行われていた要請行動の中止に伴い、お手元に配付の要望書を関係機関に送付した旨の通知がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（中井寿夫君） 日程第3、常任委員の所属変更についてを議題といたします。

総務文教常任委員の寺田議員から産業建設常任委員に、産業建設常任委員の茅根議員から総務文教常任委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更されたい旨の申出があります。

お諮りいたします。寺田議員及び茅根議員から申出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、それぞれ委員会の所属を変更することに決定いたしました。

○議長（中井寿夫君） 日程第4、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） ただいま上程されました議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第7号）について、その概要をご説明申し上げます。

今回ご提案いたします補正予算につきましては、国の補正予算第2号において増額となりました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の第二次分として実施いたします各種事業の補正計上と余市協会病院バス路線運行維持対策に係る補助金の補正計上、さらに交付対象者の追加に伴う農業次世代人材投資資金交付金の増額補正計上を行ったものであります。

次に、ただいま申し上げました以外の各款における主な補正内容について歳出からご説明申し上げます。総務費におきましては、寄附に伴う基金への積立金とふるさと納税取扱業務委託料等の増額、国外転出者のマイナンバー対応に係る各シス

テム改修委託料の補正計上を行ったものでございます。

民生費におきましては、過年度分の国庫負担金等の精算に伴う返還金の補正計上を行ったものでございます。

衛生費におきましては、ロタウイルスワクチンの定期予防接種化に係る予防接種委託料等の補正計上を行ったものでございます。

商工費におきましては、道の駅再編整備に係る調査業務委託料の補正計上を行ったものであります。

土木費におきましては、余市港中央ふ頭における物揚げ場護岸補修工事の補正計上を行ったものであります。

教育費におきましては、通学バス運行委託料の増額補正計上と大川小学校体育館におけるギャラリー補修工事の補正計上を行ったものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。歳入につきましては、国、道支出金、繰入金等の特定財源に求めるとともに、必要となる一般財源については繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものであります。

この結果、今回の補正予算額4億7,911万4,000円を既定予算に追加した総額は114億6,102万4,000円と相なった次第であります。

今回ご提案いたしました補正予算（第7号）について、その概要を説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長よりご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高橋申明君） 議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第7号）。

令和2年度余市町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ4億7,911万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億6,102万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。4ページをお開き願います。中段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、4目財産管理費、補正額4,496万4,000円、24節積立金4,496万4,000円につきましては、寄附による社会福祉施設等建設基金積立金5万円と余市町ふるさと応援寄附金基金積立金4,491万4,000円の補正計上でございます。

5目企画費、補正額6,508万円につきましては、ふるさと納税に係る経費として11節役務費205万円、12節委託料5,240万1,000円、13節使用料及び賃借料529万9,000円の計上とアイヌロゴデザイン作成委託料33万円の計上、さらには18節負担金補助及び交付金500万円につきましては、余市協会病院バス路線運行維持対策事業補助金の計上でございます。

15目新型コロナウイルス対策事業費、補正額3億2,795万9,000円につきましては、国の第二次補正予算により拡充された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による事業として在宅勤務導入事業780万7,000円、高度無線環境整備推進事業1億9,004万5,000円、交通事業者支援事業190万円、幼稚園・高等学校支援事業260万円、新型コロナウイルス感染症対応農業・漁業支援交付金事業6,000万円、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業500万円、家賃・地代支援事業1,400万円、道の駅周辺受入れ態勢整備事業150万円、公立学校情報機器整備事業412万円、公立学校教員用情報機器整備事業1,232万5,000円、学校保健特別対策事業1,156万1,000円、社会教育施設衛生環境改善事業492万7,000円、図書館パワーアッ

プ事業542万4,000円、公共施設でのコロナ対策消耗品費344万3,000円のほか、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による備品購入費78万7,000円と対象者の増に伴う子育て世帯への臨時特別給付金252万円の補正計上でございます。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、補正額744万7,000円、12節委託料744万7,000円につきましては、住民基本台帳ネットワークシステム改修委託料251万9,000円、戸籍システム改修委託料492万8,000円の補正計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、10目介護保険費、補正額3万8,000円、22節償還金利子及び割引料3万8,000円につきましては、令和元年度低所得者保険料軽減に係る国庫負担金返還金2万5,000円と道費負担金返還金1万3,000円の計上でございます。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額19万1,000円、22節償還金利子及び割引料19万1,000円につきましては、令和元年度子育てのための施設等利用給付費道費負担金返還金の計上でございます。

次のページをお開き願います。4款衛生費、1項保健衛生費、3目予防費、補正額154万5,000円、12節委託料154万5,000円につきましては、ロタウイルスワクチンが定期予防接種に追加されたことによる予防接種委託料の補正計上でございます。

7目保健健康推進費、補正額50万2,000円、12節委託料50万2,000円につきましては、健康管理システム改修委託料の計上でございます。

4款衛生費、2項清掃費、1目じん芥処理費、補正額ゼロ円につきましては、寄附に伴います財源の組替え計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額450万円、18節負担金補助及び交付金450万円につきましては、交付対象者の増に伴う農業次世代人材投資資金交付金の補正計上でございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、補正額30万円につきましては、北海道市町村振興協会助成金を受けて開催するセミナーに係る講師報償金29万円と消耗品費1万円の補正計上でございます。

6目道の駅管理運営費、補正額2,204万5,000円、12節委託料2,204万5,000円につきましては、官民連携基盤整備推進調査委託料の補正計上でございます。

8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、補正額88万円、14節工事請負費88万円につきましては、余市港中央ふ頭物揚げ場護岸補修工事の補正計上でございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額119万8,000円、12節委託料119万8,000円につきましては、通学バス運行委託料の計上でございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、補正額5万5,000円、17節備品購入費5万5,000円につきましては、寄附に伴います学校図書館用図書の補正計上でございます。

3目学校改修整備費、補正額236万5,000円、14節工事請負費236万5,000円につきましては、大川小学校体育館ギャラリー補修工事の補正計上でございます。

10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、補正額4万5,000円、17節備品購入費4万5,000円につきましては、寄附に伴います学校図書館用図書の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。2ページをお開き願います。下段でございます。2、歳入、15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額3億1,311万1,000円、1節総務費国庫補助金3億1,311万1,000円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金744万7,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3億69万2,000円、アイヌ

政策推進交付金497万2,000円の補正計上でございます。

2目民生費国庫補助金、補正額252万円、2節児童福祉費国庫補助金252万円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金の計上でございます。

5目教育費国庫補助金、補正額896万円、1節小中学校費国庫補助金896万円につきましては、公立学校情報機器整備費補助金126万5,000円、学校保険特別対策事業費補助金769万5,000円の計上でございます。

6目商工費国庫補助金、補正額808万円、1節商工費国庫補助金808万円につきましては、官民連携基盤整備推進支援調査費補助金の計上でございます。

16款道支出金、2項道補助金、2目民生費道補助金、補正額78万円7,000円、2節児童福祉費道補助金78万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の計上でございます。

4目農林水産業費道補助金、補正額450万円、1節農業費道補助金450万円につきましては、農業次世代人材投資事業補助金の計上でございます。

6目商工費道補助金、補正額1,500万円、1節商工費道補助金1,500万円につきましては、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金の計上でございます。

18款寄附金、1項寄附金、2目総務費寄附金、補正額4,524万4,000円、1節総務費寄附金4,524万4,000円につきましては、2,184件の余市町ふるさと応援寄附金4,491万4,000円と新型コロナウイルス感染症対策寄附金といたしまして伊藤健治、久美子様より3万円、小樽地方石油業協同組合余市支部一同様より10万円、株式会社昭和プラント様より10万円、匿名を希望される方より10万円の寄附でございます。

3目教育費寄附金、補正額10万円、1節教育費

寄附金10万円につきましては、十河千恵子様からの10万円の小中学校図書館図書購入寄附金でございます。

4目民生費寄附金5万円、1節民生費寄附金5万円につきましては、安藝邦房様からの5万円の社会福祉寄附金でございます。

5目衛生費寄附金、補正額5万2,000円、1節衛生費寄附金5万2,000円につきましては、イオン北海道株式会社様より5万1,133円の環境対策事業寄附金でございます。いずれもご寄附をいただいた方のご意向に沿った予算措置をさせていただいたものでございます。

19款繰入金、5項教育施設建設整備基金繰入金、1目教育施設建設整備基金繰入金、補正額236万5,000円、1節教育施設建設整備基金繰入金、236万5,000円につきましては、歳出における大川小学校体育館ギャラリー補修工事に伴う繰入金の補正計上でございます。

19款繰入金、6項余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、1目余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金、補正額5,975万円、1節余市町ふるさと応援寄附金基金繰入金5,975万円につきましては、歳出におけるふるさと納税経費の増額に伴う繰入金の計上でございます。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,829万5,000円、1節繰越金1,829万5,000円につきましては、必要となる一般財源の追加計上でございます。

21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額30万円、1節雑入30万円につきましては、北海道市町村振興協会助成金の補正計上でございます。

以上、議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○14番（大物 翔君） 幾つか伺ってまいりたいと思います。

まず、4ページだったのですけれども、新型コロナウイルス対策ということで各種予算上がっておりますけれども、この中の図書館についてまず聞きたいのですけれども、先般の議員協議会の中でも図書館パワーアップ事業というくくりの中でこれを進めていくのだという説明はありました。具体的に書籍の使用料ということである程度計上されておりますけれども、これを行うことで大体何冊分ぐらいの閲覧が可能になるのだろうかということが1つと、基本的にはID取れば自宅で見れますよというふうな触れ込みだったと思うのですけれども、これはあくまで自宅でとか、あるいは手持ちの端末で見るというものに限定されているのか。これ教育委員会もちょっと関わってくる問題なのですけれども、学校で見ることできるのかという部分も大変重要になってくるのかなと思います。その辺りはどうなっているのでしょうかということがまず1つ目。

そして、2つ目として、めくって6ページなのですけれども、道の駅について。7款商工費の中で官民連携基盤整備ということで予算が計上されてございます。今のところ私も伺っている話では、道の駅、どこにするというのは確定はしていないのだと。おおむね3か所候補地があって、それをプロポーザル方式含めて公募して、アイデアを募っている状態だと。それに関連した調査委託料だと思うのですけれども、都市公園の予定地だとか、もしくは協会病院跡地であれば町有地のかなと思うのですけれども、もう一か所、高速道路の出口付近というのも候補に挙がっておったと思うのです。あそこというのは既に土地を取得されているのでしょうか。恐らくまだしていないのではないかなと思うのですけれども、その辺含めて一体この道の駅をどういうふうにしていこうと考えていらっしゃるのか、お願いいたします。

○社会教育課長（浅野敏昭君） 14番、大物議員の質問にご答弁いたします。

電子図書館の書籍の予定冊数と、それからどういったところで電子書籍を閲覧できるのかというご質問だったかと思いますが、まず冊数につきましては、今年度電子図書館の導入事業の中で電子図書館の使用料、それから導入委託料、電子書籍の購入料ということでトータルで金額のほうは計上しておりますけれども、現在そちらについて予定の選本を作業中でございます。道内で既に導入している館からの情報を収集いたしながら、適切な選本する予定ですということでご理解賜ればと思います。

2つ目のどういったところで利用できるのかということでございますけれども、IDを取得した後ご自分の端末でご覧いただけるということで、インターネット環境があればどちらでも閲覧できるというような仕組みのものでございますので、学校現場でもこれから予定されている端末などでインターネット環境整っていればどういった場所でも町内在住の方等々、いろいろな場所で電子図書が閲覧できることがこの電子書籍の強みであるというふうに考えておりますので、ご理解賜ればと思います。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からの道の駅の検討状況に関するご質問にご答弁申し上げたいと存じますけれども、用地の話ございました。昨年度実施いたしました調査におきましては、様々な調査の中で適地選定に関する調査も行いまして、その中で議員おっしゃっていた3つの候補地点について客観的な評価を行いまして、後志自動車道余市インターチェンジ出入口付近の優位性が高いという調査結果が導き出されたところでございます。本年6月5日開催の第11回産業建設常任委員会におきましてその旨をご報告申し上げたところでございます。用地の取得の話もございましたけれども、まだ取得はしてご

ざいませんで、これから地権者の方々とのお話は、接触というか、そういったことはしていくことになろうかと思っておりますが、今現在まだ一切そういったことはしておりませんので、今後そういったことについては着手していきたいというふうに考えてございます。

○14番（大物 翔君） 図書館の件は分かりました。よろしく申し上げます。

道の駅の続きだったのですけれども、まだ土地は取得していないよと。高速の出口辺りが有望視されているというお話でしたけれども、高速開通して約2年たちますけれども、あの周辺、なかなか交通渋滞すごいのです。道の駅、建物と駐車場含めた施設でございますので、一回造ってしまえば黙って数十年は動かすわけにはいかないだろうと。そうであれば、用地選定含めて慎重にやっっていかなければならないだろうし、将来の交通予測なども踏まえた上での位置づけというものを改めてしていかなければいかぬと思うのです。でないと、一部の地域に負荷が集中し過ぎるという現象はきっと起きるだろうと。それで、関連してお聞きするのですけれども、場合によっては、この3つの候補地、今出ていますけれども、この3つの候補地も含めてですけれども、ちょっと諸事情が重なった結果、今役場が見初めている場所だけではなくて、近いのだけれども別の場所に移すとかという可能性もあるのだろうか。あるいは、それは原理的に可能なものなのかなと。土地を取得していないのであれば、途中で変わって、よりよい土地を求めるというのも一つ選択肢に挙がってくる可能性あるのかなと思うのですが、その辺りの見解どうでしょう。

○商工観光課長（橋端良平君） 14番、大物議員からのご質問でございますが、渋滞等々の話ございました。この件につきましては、まだ地権者との具体的なお話ですとか接触はしておりませんが、やはり高速道路、余市インターチェンジ

が供用開始となって以降渋滞問題というのは非常に皆様気にされている、地域の方々が気にされていることだと聞いております。そして、今商業施設の進出なども取り沙汰されているところであって、住民説明会なども行われていたということも存じ上げておまして、そういったこともありまして、私ども地元区会、黒川八幡区会でございますけれども、区会長様、副区会長様、その他連合班長様にお集まりいただきまして、私どもここで今検討しているのですというお話はさせていただきました。その中で渋滞に関する懸念される声というのは様々ありましたけれども、最終的には頑張ってくださいと、いいものつくってくださいというような形でお話をいただいたところでありまして、今ほかのところ、代替地含めてどう考えているのだということについては全く考えておりません。今このインターチェンジ付近が優位性が高いという調査結果が出ましたので、それを受けまして、実現に向けて鋭意進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○15番（中谷栄利君） 私も新型コロナウイルス対策事業費の、まず備品購入費のところでは主なもの、どういった項目があるのかちょっとお尋ねしたい。

それと、議員協議会の中でも説明を受けて、私も発言しておりますが、農業・漁業支援交付金、農家、漁業関係者を支援する大変有効なものなのですが、これに当たって周知、また相談等は漁協や農協の関係機関でということとなっております。実際に町でもPRしているかと思いますが、これに当たって相談、あるいは検討している、そういったこと含めて農家、漁業関係者、それぞれの全体の何人か、あるいはどういうふうに浸透しているのか、その辺の状況をどのように把握されているか、お願いいたします。

（何事か声あり）

○議長（中井寿夫君） 庄議員に申し上げます。

ただいま審議中でありますので、ご静粛をお願いいたします。

（「はい、分かりました」の声あり）

○財政課長（高橋伸明君） 15番、中谷議員のご質問に私のほうからご答弁申し上げます。

今回の予算計上に当たりましては、各所管課、いろいろまとまってございますので、備品購入費ということで主なものを、今回計上したものを述べさせていただきます。まず、事業名でもございましたが、在宅用のPC、これの計上、また保育所等の空気清浄機能付きの加湿器、これは学校のほうにもございます。同様のものを計上してございます。それから、児童生徒用のモバイルルーターの購入、また遠隔学習対応の通信機器、これはマイクですとかウェブカメラ、こういったものを予算として計上させていただいてございます。

○農林水産課長（濱川龍一君） 15番、中谷議員のご質問にご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対応農業・漁業支援交付金につきましては、新しい生活様式への対応による力強い経済基盤の構築と本町農漁業の将来の感染リスクに対しても強靱なものに変革することを目的といたしまして、余市町農業協同組合と余市郡漁業協同組合に対しそれぞれ3,000万円の支援を行うものでございまして、どういった支援が必要かということでは農協さん、または漁協さんとそれぞれ協議をいたしましたものでございます。また、そうしたことで、内容といたしましては地域経済活性化を目指しまして、将来に向けて新たな付加価値を生み出すための投資促進事業、販売拡大や経営継続に向けた取組として資機材等の整備に対する支援をいたしたいと考えてございますので、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。

○15番（中谷栄利君） 備品購入費、大体主な説明で分かりました。これについては、よろしいかと思えます。

それで、農業、漁業関係なのですが、農協、漁協にそれぞれ3,000万円という形で対応して、雇用促進だとかやっているという話なのですが、漁業、農業関係者にとってはやはり必要なものを購入するに当たっても、漁業関係者は単価が引き下がることによって非常に経営が困難な状況も発生しています。そういった中で修繕に充てたい、そういったことも含めて考えているのですが、要するにそういった対応で一定期間決められている中で物事は進んでいるかと思いますが、これに当たってPR等、相談等、全部、議員協議会の中では農協、漁協のところで対応していただきたいという話になっていますが、全体にこの生産者、どういうふうに浸透しているか、またそれぞれの漁協、農協の取組状況についての相談、協議なんかもどのようにしているか、どのように浸透させて、どういうふうに反映しているかという実態を把握することは非常に大切だと思っていますので、その点にどういうふうに対応しているのか、お願いします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 15番、中谷議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまこのたびの交付金の説明をさせていただきました。そうしたことで農協さん、漁協さんともどういった支援が必要なのか、また農漁業者の方々がどういったものを必要とされているのかといったことを協議させていただいた中で、このたび交付金の内容を予定させていただいてございまして、計上させていただいているものでございまして、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○15番（中谷栄利君） 私はどういうふうに浸透しているかということも含めて、仮に農家や漁協さんの人たちの何割だとか、そういうふうな話を期待しているのですけれども、そのちょっと状況をお願いしたいのと、1つはコロナ対策ということになっていますので、非常に入り口が感染症

対策ということになっているかなと思います。また、そういったことも含めて一定の説明書を見るだけではちょっと入りにくいかなと思いますけれども、ある生産者に至ってはそういったことをやりながらも修繕だとか含めてぜひそういった交付金あったらありがたいという話があるわけですから、幅広くそういったことが、考えている人たちが全て使いやすいように対応していくことは重要だと考えていますので、それぞれの農協、漁協のところでどういった相談、あるいはそれぞれの生産者、どういうふうに浸透しているか、そういったことも実態把握は必要だと思っています。ぜひそういった生産者のところに十分こういった政策が行き渡るような配慮を担当課としてもそれぞれの機関と連携して取り組んでいただきたい、そう思いますので、最後の質問にします。

○農林水産課長（濱川龍一君） 15番、中谷議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

ただいま様々な農漁業者の声を聞いた上での施策を考えてはということだと思いますけれども、こちらにつきましては今後、新年度予算、まだまだ先ではございますけれども、コロナウイルス感染症の状況がどういったことになるのかといった先行きがまだ見通せないところもありますけれども、農漁業者の声を農協さん、漁協さんともまた交えまして聞いた上で、今後の政策のほうに反映させていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○18番（岸本好且君） ちょっと私のほうから同じく新型コロナウイルス対策事業について2点ほど確認といたしますか、お聞きをいたします。

まず、1つは高度無線環境整備推進事業、大変大きな事業で、約1億9,000万円ということで、これは今まで各議員がこれまでこの余市町内の環境整備ということで多くの方が質問されておりますけれども、この未整備地区、世帯数も含めて、どのぐらいの規模といたしますか、工事期間はどのぐ

らい現時点で見ているのか、まずそれをお聞きをいたします。

それから、もう一点は文化財施設の環境整備工事ということで、設計委託料154万円、それから工事費として338万7,000円、これフゴッペ洞窟、それから福原漁場の換気設備ということで計上されていますけれども、換気設備ですので、環境をよくするというので、これは全く新しい工事なのか。今までも換気設備はあったけれども、この機会に増設、もしくは新しいものに切り替えるものなのか、工事内容についてお聞きをいたします。

○企画政策課長（阿部弘亨君） 18番、岸本議員の質問についてご答弁いたします。

まず、1点目の高度無線環境整備推進事業についてでございますけれども、規模につきましては現在メタル回線、固定回線のアナログ回線やデジタル回線などの回線が整備されていて、光ファイバーが整備されていない地域全域を考えております。また、世帯数等についてはこれからの協議という形になります。

あと、工事期間ですけれども、事業のスケジュールにつきましてはこの予算措置がされた後NTT東日本に正式に申し込むこととなります。この光ファイバーの整備につきましては全国でもかなりの数の市町村が整備を予定していると聞いておりますので、早期に整備が完了するというのは難しいと考えておりますが、今後NTT東日本との協議を進めてまいりたいと考えております。

○社会教育課長（浅野敏昭君） 18番、岸本議員の質問にご答弁いたします。

換気設備工事ということで、今回のものは国指定史跡フゴッペ洞窟と同じく国指定史跡旧余市福原漁場の2か所でございます。こちらにこのたび予定しております換気工事でございますけれども、基本的には新設のものでございます。フゴッペ洞窟のほうはもともと換気設備というものはございましたが、今回予定しているものはそことは

別の経路で換気をするものでございます。それから、福原漁場のほうは国道から2軒目になりますけれども、石の蔵がございます。もともと明治時代の蔵ということで、そういった換気設備というものはお客様の便宜用のものとしては持ってございませんでした。それがこのたびのコロナの換気対策が必要ということで、まずフゴッペ洞窟でいきますと一番突き当たりの細い通路になってございます。そこで空気が滞留してしまうものなので、そこから排気をして、中の空気を外に出すという工事がフゴッペ洞窟です。福原漁場のほうは細長い建物の中で入り口が片側に2か所しかございませんので、その中に吸気と排気を入れまして、新たに換気の設定を持たせるというものでございます。ですから、質問のお答えといたしましては、基本的には新設の換気工事、換気機能を上げるという工事でございますので、よろしくご理解賜ればと思います。

○18番（岸本好且君） 最初の高度無線環境整備推進事業の関係で、今回のコロナ対策でこれは北海道管内はもちろんそうなのですが、各自治体が環境整備にこの機会に取りかかるということで、その背景にはいろいろな新規就農だとかあるのですが、学校教育の環境、特に余市町の場合、登小小学の関係もありますので、やっぱり急いでやらなければならないという事業ですので、今課長のほうから、殺到しているということもあって、これは年度もまたがるということも十分考えられると思いますけれども、今各地域に住んでいる方がこの光回線の関係について大変要望も多くて、自分の地域はいつ頃だろうとか、それから工事の内容だとか、そういうものについてすごく関心があって、役場のほうに問合せとか多分来ていると思います。各議員にもそういう問合せもあると思いますけれども、周知の方法、そういうことをこれから十分していかなければならないと思いますけれども、何か今考えていることが

あるのかどうか、丁寧に地域住民に説明する責任といえますか、ちょうど境目になっているところとかやっぱりありますので、その辺について現時点での考え方あればお聞きしたいと思います。

それから、2番目の文化財の関係なのですがけれども、新規に増設するということが環境がよくなるということなのですが、これは特に福原漁場の倉庫の関係は今まで換気はされていなかったということだと思えるのですが、文化財ですから、この中に大事な資料とか、そういうものが多分入っていると思うのですが、これまでと新しく今この環境整備したことによってそういうことが完全に保管といえますか、そういうものが十分されていくのかどうか、それで十分な設備なのかどうか、その点お聞きします。

(「議事進行」の声あり)

○6番(庄 巖龍君) 開会から50分以上が過ぎました。3密を避けるためにも答弁は一回休憩を入れてからしていただきたいと思えます。そのように議長のほうで進めていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長(中井寿夫君) ただいま庄議員から議事進行発言がございましたが、ただいま令和2年度余市町一般会計補正予算(第7号)の質疑中でありましたので、終わりましたら休憩をいたしますので、ご了承願ひします。

それでは、答弁を求めます。

○企画政策課長(阿部弘亨君) 18番、岸本議員の再度の質問についてご答弁申し上げます。

今回の光ファイバー整備につきましては、議員おっしゃるとおり、住民の方、とても要望が多いし、注目も大きいというふうに認識しております。これからの周知等につきましてはこれからNTT東日本と協議していく形となりますけれども、こういった周知とか説明についてはこれから丁寧に住民の方に説明してまいりたいと考えております。

○社会教育課長(浅野敏昭君) 18番、岸本議員の再度の質問について答弁いたします。

福原漁場の換気工事、換気設備の工事によって中にございます文化財、資料についての保管状況など、対応についてはどうかということであったかと思えますけれども、今回のこの工事で大体緩やかな対流を起こす、長方形の建物の中で対角線に緩く対流を起こすというような工事になってございますので、急激な湿度の低下、気温の上下というものを起こさないような工事ということでお願いをする予定でございます。当然お預かりしております資料の保管については細心の注意をもって展示をしてございますけれども、工事終わった後もそういった資料の保管については十分に検討して、監視といたしましうか、見てまいりたいと思えますので、よろしくご理解賜ればと思えます。

○18番(岸本好且君) 高度無線環境の関係については了解いたしました。丁寧な周知方よろしくお願ひします。

2番目の文化財の関係なのですが、今の福原漁場の倉庫の関係、それからフゴッペも含めてそうなのですが、今コロナの関係で来場される方も例年よりはるかに少ないと思うのですが、これから終息して、これ来年度以降の話ですけれども、また来客数が多くなると。工事なのですが、倉庫のほうは一般客は影響ないと思うのですが、フゴッペとかの関係で冬期間の休館の間に工事をされるのか、並行してやるのか、その1点だけ最後にお聞きします。

○社会教育課長(浅野敏昭君) 18番、岸本議員の再度の質問についてお答弁いたします。

現在予定しております工事のほうですけれども、最初に設計がございまして、設計委託業務が終わりました後工事に入りますので、12月の上旬まで福原漁場、フゴッペ洞窟とも開館しておりますが、それが終わった後、来年の4月の上旬まで冬期の閉館に入ります。その期間に工事をすると

いうことでいろいろ各方面をお願いをしているところでございます。よろしくご理解賜ればと思います。

○議長（中井寿夫君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和2年度余市町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第5、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○保険課長（中島 豊君） ただいま上程されま

した議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

今回ご提案申し上げました補正予算の主な内容でございますが、歳出におきまして令和元年度の国、道支出金等の精算に係る返還金の補正を行うものでございます。

なお、歳入につきましては、令和元年度の介護給付費交付金等の精算による追加交付のほか、必要となる一般財源については繰越金に求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和2年度余市町の介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,459万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億4,840万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年9月14日提出、余市町長、齊藤啓輔。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、2ページをお開き願います。下段でございます。3、歳出、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、補正額2,459万2,000円、22節償還金利子及び割引料2,459万2,000円につきましては、令和元年度の介護保険給付費と地域支援事業費の国、道支出金の精算による返還金の計上でございます。

次に、歳入についてご説明を申し上げますので、本ページの上段をご覧ください。2、歳入、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額374万8,000円、2節過年度分374万8,000円につきましては、令和元年度の介

護給付費交付金の精算による追加交付の計上でございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額152万6,000円、2節過年度分152万6,000円につきましては、令和元年度の地域支援事業支援交付金の精算による追加交付の計上でございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1,931万8,000円、1節繰越金1,931万8,000円につきましては、必要となる一般財源について繰越金を計上したものでございます。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中井寿夫君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和2年度余市町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（中井寿夫君） 日程第6、一般質問を行います。

なお、一般質問は一問一答方式により実施します。発言時間は、質問、答弁を含め45分以内の時間制限となっており、持ち時間5分前にベルを鳴らします。

それでは、順次発言を許します。

発言順位1番、議席番号14番、大物議員の発言を許します。

○14番（大物 翔君） 令和2年第3回定例会に当たり、さきに通告済みの質問1件について答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

高速道路出入口及び都市計画について伺います。平成11年12月10日付でなされた道路の都市計画決定では、高速道路とインターチェンジ建設のため、都市計画道路八幡線を32メートル道路に拡幅することが計画決定しています。ところが、財政的な理由から急遽設計を変更して、当初計画より高速道路を800メートル縮小、現在の地点に暫定インターを設置するに至りました。その後、後志全体の今後の高速道路計画が見通せないこともあり、現在の取付け道路のままでありました。しかし、24年を周期とする有珠山噴火が近年2回続けて起こっており、JR室蘭本線が使用不能に陥ったことなどもあり、たとえJR函館本線がなくなっても成り立つ各種輸送手段の整備が国にとって急務となり、高速道路の共和までの延伸が急遽決定し、建設工事が開始されました。共和方面へのインターがどこになるのか、正式な発表はまだ伺っていませんが、かつての都市計画決定や巷間の話らを総合して考えると、八幡線の先、農道飛行場付近になるのではないかと考えます。ただ、想像どおりであってもなくても問題が残ります。このインターが共和方面との乗り降りしかできないものになってしまうのではないかとこの点です。もし新設されるインターが共和方面への乗り

降りの機能しか持たない場合、暫定状態のものが町内に2か所、距離の離れた場所に設置されることになり、交通混乱のもとになる上、町内の各地の道路交通に大きな負荷をかけることとなります。この問題を回避するためには過去のインターチェンジ構想の復元が必要であり、これなくして正常な高速道路と町内道路の有機的な運用は難しいと考えます。札幌方面、共和方面、双方の乗り降りを1か所でまとめて行うことができるインターチェンジが必要であり、だからこそ余市町はかつて八幡線を32メートル道路として拡幅する都市計画決定を行ったのではなかったのでしょうか。加えて、改めてインターチェンジの構想を考えるのであれば、もう一手間加える必要があると考えます。かつて町道として決定した八幡線を道道に昇格させて整備していく。その上で周辺の道路計画も含めて総合的に整備していく。こうすることで町長なども語る北後志の玄関口としての余市町は発展していくことができるのではないのでしょうか。そこで、以下の点を中心に町の見解を伺いたいと思います。

1つ、平成11年12月決定の計画は決定当時のまま現存しているのか。

2つ、高速道路が延伸した場合、インターチェンジが新設されると思うが、供用開始予定はいつであり、どのような機能を持つものなのか。

3つ、高速道路の完成によって町が衰退するわけにはいかない。それを回避し、なおかつ町内の発展を支える道路網の整備を町はどのように考えているのか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の高速道路出入口及び都市計画についてのご質問に答弁申し上げます。

初めに、都市計画決定についての質問でございますが、八幡線につきましては延長560メートル、幅員32メートルとして、また高速道路であります余市望海台通につきましても延長2,820メートル、

幅員24メートルとして平成11年12月10日の都市計画決定時のまま現存しております。

次に、新設されるインターチェンジに関する質問でございますが、高速道路であります余市望海台通、八幡線を結節するため必要とするものであり、仁木、共和方面への乗り降り機能を持ったインターチェンジが整備されることとなっております。また、供用開始時期につきましては、現時点におきまして事業主体であります小樽開発建設部からは具体的な明示はされておりましたが、現在（仮称）仁木インターチェンジまでの区間の早期供用開始に向け工事が進められているところであります。

次に、道路網の整備についてのご質問でございますが、高速道路からの交通につきましては市街地とのアクセス化を図るべく都市計画道路に位置づけ、国道や道道を含めた交通ネットワーク構築に努めているところでございます。本町といたしましては、今般黒川線が道道昇格による整備が決定なされたことにより余市駅東側における中心的な幹線道路となり、町民生活に大変寄与するとともに、渋滞緩和としての効果に期待しているところであります。道路網の整備につきましては、土地利用の状況により重要性や必要性も大きく変わることから、今後も関係機関と協議しながら道路網の整備を進めてまいります。

○14番（大物 翔君） まずは、1番目、計画自体は現存しておるということで、今でも有効なものであるということが確認できました。

それを踏まえて2番目に入っていきたいのですが、まだいつ供用開始になるかは分からないのだという話でしたが、それはそれで分かるのですけれども、一方で片方にしか行き来できないと。最初にご指摘したように、暫定インター2か所という編成になってしまうと。こうなってしまうと何が起きてくるかという、仁木だとか共和だとか、あっちのほうに行きたい人が途中で用事

があつて余市に降りてくると、そこの今開通している道路のところ。何らかの用事を足して、また高速に乗って向こうへ行くと。あるいは、共和方面から来た車が余市に寄りたいたいよと思つたら、これから供用開始される予定のところまで一回降りて、町内の道路走って、用事を足して、札幌のほうに行きたいのであればまた高速に乗って、向こうへ行くとという流れになろうかと思うのですが、片方にしか乗り入れができない出口ってあまりこの辺ではないかなと思うのです。あるのかもしれないけれども。ただ、そうなってしまうと結局逆走問題も発生するだろうし、道に迷ってしまう人も出てくるだろうと。結局出入口が分散してしまうということはその分公共施設どこに建てるだとか商業施設がどこに集まってくるという問題にもこれ触れてきてしまうと思うのです。そうなってくると、やっぱりこの機能の部分ですけれども、札幌からも乗り降りできるし、もしくは共和、倶知安のほうから来た車も乗り降りできるものが1か所できなければ私はいかぬと思うのです。そうしていかないと、余市町の道路機能というのが大変混雑してくると。場合によっては都市機能が脅かされる事態にもなるだろうと、そういうふうを考えるわけなのですけれども、余市町としては以前高速道路のフルジャンクション化を要望してまいりますということを都度都度代表質問などでも答弁していたと思うのですけれども、今でももちろんフルの出口をつくるのだと、つくってほしいのだと、そういう要望を上げ続けているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思つます。

フルジャンクション化につきましては、将来高速道路が4車線化するということを聞いておりますが、フルジャンクションまでの暫定措置として今大物議員がおっしゃったようないわゆるハーフというような形式でインターチェンジが設置され

ております。聞いているところでは将来フルジャンクションまでの暫定措置としてハーフ、ハーフになっているということですので、将来的には4車線化してフルジャンクション化することを想定しているということですので理解しております。

○14番（大物 翔君） では、将来的にそういう方向に持っていきたいとするならば、どちらにも乗り入れ可能な出入口はどこにつくるつもりなのか。今開通している余市の出口のところをフル化してしまうということを考えるのか、もしくはこれからできるはずの八幡線の辺りにできる出入口をそういうふうにしていくという構想で考えているのか。どちらですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思つます。

道路整備の状況につきましては、将来の交通量予測なども踏まえまして関係機関と協議の上決定されるものと考えておりまして、現時点でどこということはお答えすることはできません。

○14番（大物 翔君） そういうことであれば、20年近く前に決定している都市計画を見直す必要も出てきてしまうのではないのかなと。平成11年に決めた都市計画決定では、八幡線のあそこにフルの出入口というふうに図面上は受け取れたのです。もちろんそのときまだ共和方面の道路描いていないのですけれども、将来見通せないのだというのであれば、確かにそうなのかもしれないけれども、では土地の取得状況についてお伺いしますけれども、今の余市の高速の余市インターの辺り、フル化した場合に対応できるだけの土地って取得されているのですか。あるいは、今の八幡線の場所、フル化した場合の、あるいは大きくした場合の土地取得ってもうしてあるのでしょうか。その辺どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思つます。

土地の取得に関しては、4車線化を想定した取得はなされていると把握しております。

○14番（大物 翔君） どちらがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

高速道路が4車線化されるための土地取得ということであります。

○14番（大物 翔君） 将来の確かに交通体系というのは読み切れぬ部分はあるかと思えます。ただ、今厄介なことに余市インターの出口付近にお店屋さんが進出しようとしていたりもしているし、道の駅を造ろうかという計画も有望地の一つとして選定されていると。そうなってきますと、また一つ厄介な問題なのかなと。

これは今3番目のほうにこれから移ってやりたいのですけれども、結局どうしてこの話に私こだわるかということ、現状の登街道自体もかなり大変なことになっておると。都市計画決定の図面を見ていくと、実は今の余市インターの場所にいろいろな施設を集めて何かしていくというよりも、八幡線のほうから開発をかけていったほうが将来的な車の流動がスムーズにできるのではないかと私は考えるのです。結局どこへ行っても今の余市というのは高速から降りてくれば基本的には線路渡らないと向こう側に行けないという、これはそういう成り立ちだから仕方ないのですけれども、唯一大きい道路で1か所あるとすればフルーツ街道を抜けるしかないはずなのです。あそこは高架になっていますから、踏切気にしないで往来できると。ただ、現実に余市に来てくださる方々、どうやって町の中移動しているのかなと、今時点で見たら、まず高速降りました。1つは真っ直ぐそのまま登街道を走って行って渋滞にはまっていくルート、もう一つは大型トラックだとか倶知安方面に行きたい車は、朝早い時間とか見ていると分かるのですけれども、フルーツ街道のほうに向かって逃げていこうとする。もしくは、積丹方面に、

古平方面に行きたいのだという人は大浜中登線通って、踏切渡って、国道に行く。これがメインなのですけれども、今年コロナの影響で若干交通量減っていたのかなと思うのですけれども、中通り2号線もそうでしたし、あるいは南2線もかなり渋滞しておりました。結局登街道が詰まってしまうものだから、そこからみんな逃げようとするわけです、当たり前ですけれども。そうしたら、住宅道路の中にどんどん、どんどん車が進入してきてしまうのです。別に渋滞にはまった車が悪いわけでもなく、住んでいる人が悪いわけでもないので。そうせざるを得なくて、そうしているのです。となったときに都市間移動している人が生活道路にまで入ってくると。これを何とかしてあげないといつか事故が起きると。昨年ですけれども、今の黒川の十二、三丁目ですか。葬儀屋さんの建物ある近く、中道一本入ったら大きいスーパーのところの駐車場の出口まで一直線に抜けれる道路あるのですけれども、あの付近で見ましたら、渋滞にはまった車がもう辛抱たまらなくなって、無理やりハンドル切って、そっちの道路に進入していつているのです。何回かひかれそうになった人いるのです。何年か前にあの交差点、事故も起きていますし、そうなってくると北後志の玄関口と銘打ちながら、一方でインフラが全く追いついていないという現実が浮かび上がってくるのではないかと。では、これをどうするのだということが大きな問題になってくると思うのですが、町としてはどういう形でこれを交通整理して行って、住んでいる人と移動する人がけんかしないように行き来できる道路構想、都市構想を考えているのかお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

道路計画、都市計画決定の全体像の話になるかと思えますけれども、先ほどから話題に出ているとおり、平成11年12月に決定しているということ

で、結構時間がたっているということでございますので、都市計画決定の変更についても社会情勢の変化ですとか高速道路、高規格道路、JR等の交通手段、今後の動向なども踏まえまして関係機関と協議を重ね、将来的に検討していかなければならないと考えております。

○14番（大物 翔君） 今ちょうど鉄道の話が出たので、ついでに申し上げたいと思うのですけれども、恐らく線路があってもなくてもあまり変わらないと思います。なぜかといえば、道路の幅の問題があるから。たとえ線路があってもなくても結局は道路が狭くて、その先の信号で詰まってしまふわけだから、その現状はなかなか変えられないと思うのです。今中通り2号線だって道道昇格目指してやっていたところなんです。もし道道昇格となれば、踏切工事だってするでしょう、それに合わせて。やろうと思ってもそもそもあそこ、国道と線路と南2線の間、距離がなさ過ぎるものですから、下から潜ることもできないし、上に橋架けることも恐らく難しいと思うのです。となれば、平面交差の踏切つけざるを得ないだろうと。では、道道の規格に応じて道路を拡幅してもらったとしても恐らく2車線道路にはならぬはずなんです。仮に線路があってもなくても結局大川保育所の前の交差点で詰まってしまふ。そして、そう考えていけば、動向を注視してというのは分かるのですけれども、では余市町が既に決定した計画の中で今申し上げている様々な交通問題を解決する方法ってないのですか。私はあると思うのですけれども、どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど来申し上げているとおり、道道昇格ですとか、それ以降は、関係機関と協議を重ねながらどのような道路体系がいいのか協議をしたいと考えているところであります。

○14番（大物 翔君） 私今の質問、ご答弁伺っ

ていて謎だったのがどうして中通り2号線に接している、まほろばから今黒川の14丁目になっている道路の話が出てこないのだろうなど。あれだって随分昔に都市計画決定しているはずなのです。今は畑ですけれども、畑の中道路で抜いて、線路の下を潜って、信金の横に出る、そういうのが都市計画決定の図面には描かれているはずなのです。その話も出てこない。そして、もう一つ、八幡線、水田の沢線、真っすぐ行くと登街道にぶつかります。登街道渡ったらまほろばです。協会病院の裏、あそこだって高架にして、線路をまたいで、国道5号線につなげる。たしか平成7年だったかな、八幡線の計画を決定する前に既にそういう道路が計画決定されておるはずなのです。どうしてそっちの話が全く出てこないで、社会情勢見ながらというふうな言い方になってしまうのですか。都市計画ってそんなものなのですか。どうなのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

高架にするですとか、おっしゃっているのは登川と交差して橋を架けるとか、そういう話だと思いますけれども、なぜかということですが、そこに欠けている視点があります。そもそも予算がかかるということが全くもって大物議員の議論には出てきていない。我々といたしましても都市計画道路の整備につきましては、先ほど来申し上げているとおり、将来の交通推計ですとか予測を、交通需要の予測等を勘案した上で優先順位を考慮した中で整備に向けた検討していくということでございます。

○14番（大物 翔君） 予算がかかる、予算がない、それ分かります。では、伺いますけれども、私が先ほどの質問で言った2つの道路、今の単価でやろうと思ったら幾らかかりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

今言った高架ですとかの話だと思いますけれども、現時点ではそれを具体的な計画には落とし込んでおりませんので、仮定の質問にはお答えできません。

○14番（大物 翔君） 昔都市計画審議委員やっていた方から聞いたのですけれども、どちらの道路も、今から20年以上前の積算ですけれども、大体20億円ぐらいずつかかるだろうという試算が当時審議会の中で出ておったと聞くのです。どこが仮定の話なのですか。ただ20年たっただけです。単価は多分変わっている。ひょっとしたら倍ぐらいになるかもしれない。都市計画を持っていながら、どうして積算していないのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思います。

大物議員がおっしゃったとおり、20年かかって単価が変わっているから、仮定の話と申し上げたことをごさいます。先ほど来申し上げているとおり、優先順位を勘案した上で今優先的にやることは道道昇格をして、渋滞をできる限り緩和すると。高速道路ができたことで町内の渋滞については我々も深刻な問題として捉えているという問題意識は、共有するところであります。しかしながら、財源の問題ですとか様々な土地の利用の問題、総合的な都市計画決定については、先ほど来申し上げているとおり、社会状況が変化して、見直さなければいけないので、全体像を見ながら今後も検討していくということです。

○14番（大物 翔君） 全体像を見ながらとおっしゃるのであれば、やはり腑に落ちないのは、先ほど予算でも質問いたしましたけれども、悪気はないと思うのですけれども、余市町、今自分の手で渋滞増やそうとしていませんか。どういうことかということ、今のところ有望地とされている道の駅の移転予定先、調査段階でまだ白紙なのかもしれないけれども、あのすぐ近くに大きな商業施設もどうやら来るようだという、この間住民説明会

やっていました。そうしたら、ますますあそこ混むではないですか。移転せざるを得ないという切実な理由があって、候補地どこにしましょうかというふうに募っていたのは承知しています。駐車場なくなってしまって、困っているのも分かっています。いずれにしても、八幡線のところと余市のインターのところには出入口は2か所できてしまうわけです。余市に寄って、なおかつ遠くまで行こうと思ったら、一回高速降りてこなければいけない。しかも、大分距離を走っていかないと行き来できない、そういう事情になっていることを踏まえれば、道の駅をあそこに移すという候補に選んでいること自体私問題だと思うのです。あそこではないはずなのです、こういう条件を加味していったら考えるのだったら。幾つか候補あると思うのですけれども、例えば八幡線、水田の沢線と登街道の交差している場所だとか、あるいはフルーツ街道と水田の沢線、八幡線が交差しているところ、2か所に出入口があって、どちらにも車が入りできて、なおかつ将来的なフル化を見越していくのであれば、恐らく建てるべきはその辺りであって、今の高速の出口ではないはずなのです、私の思うところでは。仮定の話だと言われてしまうかもしれないけれども、現実に計画は進行しているわけです。では、果たしてもくろみどおりいろいろな施設が集まって、道の駅もひょっとしたらあそこにできて、その車、どこに逃がすのですか。そこまで含めて私は都市計画に基づいてこうやって話をしているのです。将来のあれがどうの、確かにそうだ。そのとおりです。都市計画は本来考えれば100年後のまちづくりを想定してつくっているのですから。では、100年たったからって道路要らなくなるか。そんなことはないのです。たまたま町の発展の都合上この東部地域って逆コの字型に住宅や事業施設が海に面して張りつくような形になって、ここ何十年かでコの字の内側がどんどん開発されて、今家がどんどん建っ

ていっていると。かつて阿部町政の時代に田園都市構想なるものを掲げた時期がありました。今その負の遺産に余市町は財政的に苦しみ続けている。つまり道の駅をどうするのかもそうだし、道路をどうするのかもそうだし、あのまほろばをどうするのか、こういったものを含めた上で総合的に見ていかなければいけないのに、誤解かもしれないけれども、私を感じるのはとにかく急がねばならないし、高速道路、あそこに出口できているし、では追加投資しなくてもよさそうだからといってあそこ選ぼうとしているようにも見ようによっては見えるのです。だから、いろいろな施設を建て替えなければならない、移さなければならない、東部地域のまほろばに最終的に公共施設を張りつけていってあそこを完成させるというのが阿部町政以来の田園都市構想であるならば、今こうやって議論している中で出てきている道路のお話だけではやっぱり厳しいのではないかなと思うのです。人口は減るかもしれない。ただ、交流人口を減らしたいとは思っていないはず。人口だって減らしたくないと思っている。となれば、100年先の余市を考えたときにはあそこがいいのか、今の道路でいいのか、こういう議論になってくるはずなのですが、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

質問の趣旨が不明確なので、確認させていただきたいと思えますが、道路が今までのままでいいのかという、そういうことでよろしいと理解して答弁させていただきますと、先ほど来申し上げているとおり、11年の決定なので、今後の動向踏まえながら関係機関と協議を重ねていくという答弁でございます。

○14番（大物 翔君） なかなか言えない部分もあるし、見通せない部分もあろうかなと。そこは分からなくはないのですが、ただ都市計画決定、もし見直していくことになるのであれば、もう一

つ見直したほうがいい路線あると思うのです。先ほど少し出てきた旭線の高架の問題です。町長、お金がないからそれは夢物語だよというような趣旨だったかもしれないけれども、必要のない道路を図面に描き込むことはないわけで、将来的に必要だと考えるから、今でもあそこに図面が残っているわけです。あそこに線が引いてあるわけです。ただ、あの線、なぜだか分からないけれども、小樽のほうとの行き来はできるのです、図面上だと。ところが、積丹、古平のほうに行けないようになっているのです。ただカーブしているだけなのです。両方になっていないのです。当時どういいうきさつでそういうふうにしたのかは私も分からないけれども、ただ高速の出口があそこにあることが分かってきて、最終的にフル化したものをあそこに持っていこうとするのであれば、その旭線の整備だつて両方に行けるような形で都市計画決定し直して、整備していかなければならぬですし、中通り線だけでは恐らく今のあれは支え切れないから、別の道路を通すことで総体的にあの地域の交通体系をよくしてあげる。どこへでも行ける町にしていかなければいけない。そうしていく中で、私は恐らく今でも余市町を苦しめている旧土地区画整理事業の問題だつて解決していけるのではないかと考える次第なのです。今こうだからこうする、あしたこうだからこうするという話ではないのです。全体を踏まえてどうしたいのだと考えたら、今言ったようなプロセスが必要になってくると私は考えるのですが、どうですか。

○町長（齊藤啓輔君） 14番、大物議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど来申し上げていることですが、我々としても渋滞の解消ですとか交通のスムーズな流れを確保するということはもちろん思っているところでございます。各論に関しましては、先ほどと同じ答弁になりますけれども、今後の将来像を見据えながら都市計画決定を見直していくこ

とも検討しているということでございます。

○議長（中井寿夫君） 大物議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位2番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 第3回定例会に当たり、私は1件の質問をしたいと思います。

高レベル放射線廃棄物の最終処分場について。片岡春雄寿都町長は、8月12、13日の両日、マスコミ各社の取材に答え、高レベル放射性廃棄物、以下核のごみ、最終処分場建設の第一歩となる文献調査応募検討の意向を示しました。これに対して漁業関係者をはじめ周辺自治体、北海道知事などから同意できないなどの声が上がっています。核のごみ最終処分場建設問題は、国民の声を無視した国の原発推進政策から生じたものです。日本学術会議は、国民的合意形成のため核のごみは暫定保管として、乾式（空冷）で地上保管し、暫定保管は原則50年を提言しています。核のごみの処分は、余市町民にとっても命と暮らしに直結する問題です。齊藤町長の核のごみ最終処分場に対する姿勢について町民は注視しています。以下、町長の見解を伺います。

1、寿都町での核のごみ最終処分場問題は経済の中心を第一次産業に置く我が町に風評被害をはじめ多大な打撃を与えます。寿都町長に文献調査断念を申し入れるべきではありませんか。見解を伺います。

2、核のごみ最終処分場建設については、日本学術会議も科学的、技術的知見の蓄積が不十分と

しています。安定させるのに数万年はかかると言われている核のごみの最終処分は、遠い将来まで関わる問題であり、今拙速に進めるべき問題ではありません。余市町内でも核のごみからの放射線汚染の影響をはじめ風評被害のおそれが訴えられています。この問題は、専門家による提言を踏まえ、余市町内でも十分な論議を行うことが必要です。町長は町民に必要な資料等を提供しながら活発な論議を起こすリーダーシップを発揮するべきと考えますが、見解を伺います。

3、今回の寿都町長の文献調査応募検討の大きな理由は、20億円の交付金受け取りがあります。北海道新聞は社説で多額の交付金で自治体をつるような国の地方分断を批判しています。鈴木北海道知事も札幌で頬をたたくようなと批判しています。住民の命と暮らしに直結する事業がこのようないやり方で行われることはあってはならないと考えますが、町長の見解を伺います。

4、今回の問題を考えるに当たって先例があります。2007年に最大20億円の交付金の魅力で文献調査に高知県東洋町の当時の町長が応募しました。町を二分する対立が起き、町長は信を問うと辞任し、出直し選挙で反対派が圧勝し、応募は撤回されました。しかし、双方がきちんと話し合う場を設けることができなかったこともあり、今もわだかまりが残っているとも言われています。寿都町民はもとより、後志管内、ひいては道民全体の命と暮らしに関わる問題です。齊藤町長は、近隣自治体をはじめ全道に寿都町の応募検討撤回の働きかけをすべきと考えますが、見解を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の高レベル放射性廃棄物の最終処分場についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目、2点目、4点目のご質問につきましてはそれぞれ関連がありますので、一括してご答弁申し上げます。文献調査につきましては、現在寿都町内において本件に関する住民説明会が実施さ

れており、今後は近隣自治体や関係団体との意見交換などを経た上で応募するか否かの判断がなされる予定と聞き及んでおりますが、本件調査は当該自治体が判断すべき案件であり、現時点において余市町が態度表明を行う案件ではないと認識しております。

3点目の多額の交付金でつような国のやり方をどう思うかのご質問でございますが、国からの交付金や補助金は国が進める政策の実現を目的に交付されるものであり、このたびの交付金制度についてその是非を論じる立場にはありません。

○13番（安久莊一郎君） まず、1点目です。この寿都町の文献調査応募について、やはりもっと深刻に考えなくてはいけないのではないかと思うのです。まず、小樽地区の漁業組合長の会が緊急会議を開いて、全会一致で寿都町長に抗議したということがあります。やっぱり寿都町だけの問題とは考えられない。もし寿都町でこの処分場の事故があった場合、それが余市町のほうに影響を与えるということは十分考えられるわけです。それから、風評被害ということもあります。ですから、やっぱり寿都町だけの問題と考えてこの問題に対して余市町が何も考えないということはありません。その理由として、一つ、道新のほうで全道の首長さんにアンケートをやったと報道されております。その中でこの後志管内の中で7つの市町村が応募検討に明確に反対していると報道されております。その中では、やっぱりこれは北海道全体で議論すべきだと、そういう問題であると。それから、核のごみの受入れにつながる文献調査に応募するという事は、やっぱり反対であると。私の質問の中にも入れましたけれども、この核のごみの問題は10万年にわたる影響を与える問題だと。だから、これを短時間で受入れかどうかということを考えるべきでない。それから、1つの町が判断する問題でもない。いろいろこの後志管内の7つの市町村の首長さんがやはり心

配を述べております。これは、全道でやっぱり議論すべき問題というのが私は当然だと思うのです。それだけ深刻なこの核のごみの問題だと思うのです。ですから、それを余市町がないがしろにしてはならないと思うのです。町長は1番目と、それから2番目と4番目と一括して答えましたけれども、その全部に関わる問題だと思うのですけれども、再度、全道に関わる問題というほかの首長さんの認識、これは誤っていると考えられておるのでしょうか。まず、そこをお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、現在寿都町内で住民説明会が実施されており、これから判断がなされるわけでございますので、現時点では特段態度を表明する案件ではないということでございます。

○13番（安久莊一郎君） ですから、私は、先ほども言いましたように、これは寿都町民だけが判断する問題ではないと思うのです。周辺の自治体、反対をはっきり表明している自治体さんもやはりそれは我が事として考えて、住民のことを考えて反対しているわけです。だから、全道的な問題であると。その後志管内の7つの首長さんの明確に反対している人の理由の一つに全道的な問題であるということが言われているのです。だから、そこをよく考えていただきたいと思うのです。

それから、だからそのことぜひ考えていただいて、それが2番目の質問にも関わってくるのです。余市町内でもこれについての議論、やはり町民それぞれ皆さん心配しているのです。だから、そのときに、まだこの問題というのは深く知られていない部分もあるわけです。ですから、これはどんな問題なのかということ町民に明らかにしていく。そして、町民の中でも議論していただく。本当に寿都町でそういうものを受け入れて、

最終処分場を造ることがいいのかどうか、その問題、責任を持って当たっておられる町長がやっぱり先頭に立ってこの問題を論議していく、これが一番いいことではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問の趣旨としてはほかの首長の判断についてはどうなのかということでありましょうけれども、論点が賛成、反対というそんな単純なものではなくて、入り組んでいるわけでありまして、文献調査の後にも概要調査、精密調査と3段階あるわけで、それを一括して賛成、反対というようなことは拙速にはできないわけでありまして、そもそも文献調査もやるかどうかの判断も寿都町がなされていないというのは先ほどから申し上げているとおりでありまして、ですから現時点では寿都町が判断すべきだということで答弁させていただいているというわけでありまして。

次にご指摘いただいた町内で議論を巻き起こすべきということでもありますけれども、まさにそれ寿都町で行われていることであり、議論を巻き起こすために文献調査を行ってはどうかというような判断がなされているわけですが、安久議員の説に乗るとすると余市町も文献調査に乗ることになってしまいますけれども、それは違うと思いますが、そういうことでございます。

○13番（安久莊一郎君） 今の答弁の最後のところは、本当ちょっとこれは問題がある答弁だと思います。この文献調査をやることによって最終処分場建設までいってしまう、これについて町民は危惧しているわけです。私も非常にこの問題については大いに危惧しているわけです。だから、そのところをきちんと踏まえていかなければ、文献調査というのは最終処分場建設に至る調査の一番最初の調査なのです。だから、それに入っていくということは、アンケートの中でも出ています

けれども、文献調査から始まって、これを受け入れることが、今は文献調査だからいいだろうなんて言っていると、それは最終処分場建設にいってしまうと、国もそれを狙っていると、それが心配なのです。だから、文献調査の問題を取り上げるということは最終処分場建設を目指すものという認識に立っていただかないとこの問題は理解が進まないのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

安久議員がおっしゃったのは、文献調査イコール最終処分場の受入れであるという認識というふうに私は捉えましたので、答弁させていただきますと、私の認識は文献調査イコール最終処分場の建設ではないというふうに考えています。

○13番（安久莊一郎君） 私は、やっぱり文献調査に入るということは最終処分場建設の道をつけることになるほかの方も心配しているとおりでと思うのです。そこをまず押さえておきたいと思っています。

それから、2番目で私が言いました日本学術会議の提言というのは、非常に大事なところだと思います。ご承知のように、日本学術会議というのは日本を代表する科学者の集まりであります。そこが2012年ですか、声明出しているのです。この2012年というのは、実は政府のほうから学術会議に検討を依頼されまして、この検討というのは文献調査、その当時、2000年に法律ができましたが、第1段階の文献調査開始に必要な自治体による応募が進まない。それで、政府が学術会議に検討を依頼してきたのです。それに対する2012年の日本学術会議の回答は、原子力発電をめぐる大局的政策についての合意形成に十分取り組まないまま高レベル放射性廃棄物の最終処分地の選定という個別の課題について合意形成を求めるのは手順として適切でないと、逆転していると、こう言っ

ているのです。今問題になっている寿都の文献調査から始まる調査、これは地層処分ということで、核のごみを地下300メートル掘って、そこに埋めていって、安全に核のごみを処分していくというのですけれども、それは現時点での科学的知見の限界があるとはっきり言っているのです。安全性と危険性に関する自然科学的、工学的な再検討に当たっては、専門的で独立性を備え、疑問や批判に対して開かれた討論の場を確保する必要があると、こう政府の問いに回答しています。ですから、やはり今回の問題、これは日本学術会議が指摘しているようにそういう地層処分、これをするということはまだ拙速的であると、よく論議をしなくては行けないと、こう言っている問題なのです。だから、それにつながるこの文献調査、これをやっぱりやめるべきではないのですか。寿都町長に撤回を求めることが必要ではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

日本学術会議の指摘を踏まえてということでございますが、日本学術会議の説明に関して余市町としてどうこう言う立場にはございません。

○13番（安久莊一郎君） やはり日本学術会議の重みというのですか、それをきちんと押さえては行けないと思うのです。人文社会科学、それから自然科学の全分野にわたる科学者の代表機関と。1949年に設立されまして、日本学術会議法というものもありまして、それでちゃんと押さえられていまして、この学術会議というのは科学の向上、発展を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させること、これを目的にしています。その目的の実現のために政府への勧告、答申、声明の発表、国際的な会議への参加、学術交流などを行うと、こう位置づけられている会議なのです。その会議が政府に対して回答を寄せたわけですから、それは尊重して、やっぱり国の政策に

反映しなくては行けないと思うのです。そういう重大な会議、組織なのです。だから、そこをきちんと町長も押さえて、町民に対してやっぱり今回の問題は非常に大事な問題含んでいるので一緒になって考えようということを提起して、町長がリーダーシップを取って論議を巻き起こすと、そのことを私は言っているわけです。ぜひ日本学術会議の提言についての認識を改めていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

学術会議について余市町として論説する立場にありません。他方で、核の問題について知識、教養を深め、議論を深めるという観点は反対するものではございません。

○13番（安久莊一郎君） 日本学術会議のこの提言の重み、これを十分町長に理解していただきたいと思うのです。

それから、20億円の交付金の問題です。私も言ったように、20億円については北海道知事が札東で頬をたたくようなという表現をしていますし、道新の社説も多額の交付金で自治体をつるような国の地域分断を批判しております。ですから、もともとこの国からの交付金というのは住民の福祉、厚生、そういう生活をよくするために出されるべき交付金だと思うのです。それがこのように学術会議も反対する。周辺の自治体の首長さんも反対する。道民の中にも根強い反対がある。そのために、それを実現するために交付金が出されるということは許しては行けないと思うのですけれども、それについて、もう一度認識を伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたけれども、国からの交付金や補助金は国が進める政策の実現を目的に交付されるものであり、その是非を論じる立場にはあ

りません。

○13番（安久莊一郎君） だから、そのところでぜひ町長の認識を変えてもらわないと、この今回の問題、町民が納得できる方向にはいかないと思うのです。やっぱり町民の中でも反対署名だとかいろいろ考えるのです。学習会とか、そういうのもやられているところもあるのですけれども、そうやってどんどん、どんどんこの問題というのは単なる寿都の問題、そこではなくて、我々自身の問題として考えて、そのためにやっぱり町民にとって論議をするというのは非常に大事なことだと思うのです。町民が知らないうちに寿都町民だけの判断でいってしまうということはしてはならないと思うのです。そのところをぜひ考えていただきたいと思いますが、再度、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

町民の中で議論をしてはどうかというような話でしたが、それについては、先ほども申し上げましたとおり、特に反対するものではなくて、知識、教養を深める点で議論するのは非常にいいことだというふうに思っているわけです。

○13番（安久莊一郎君） そのリーダーシップを町長に取ってもらいたいと、取るべきだと思っています。そのためにぜひ再度リーダーシップを求めて、終わりたいと思います。

1つ、この問題についてやっぱり各地で反対されている方、心配されている方、風評被害、これを取り上げられているのです。風評被害が起こるからこの文献調査には反対だと、心配だと言われているのですけれども、余市町にとって、もし寿都町でそういう処分場ができた場合の風評被害についてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町にできた場合ということですか。

（何事か声あり）

寿都町でできた場合ですね。そもそも最終処分場が寿都町にできるかどうかはまだ判断されていない段階ですので、仮定の質問にはお答えできません。

○13番（安久莊一郎君） そこが大事なところだと思うのです。寿都町にできたら、みんなが心配しているのは寿都町の問題ではないのだと。だから、食の都プロジェクト、余市町が進めようとしております。そのときにこの風評被害によって多大な影響が与えられるのではないかとと思うのですけれども、それについて伺っています。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

最終処分場、できるかどうかはそもそも確定もしておりませんし、文献調査の段階でやるかどうかはまだ決まっていないと。寿都町がまだ議論している段階ですので、仮にできたらどういう風評被害なのかということはお答えできないというのはご理解されるかとは思っています。

○13番（安久莊一郎君） やはりそのところは、余市町民にとって、余市町にとっても重大な問題だと思うのです。余市町が今進めようとしているそういうプロジェクト、それに対して、万が一できる可能性もあるわけです。そういうときに風評被害、この問題が非常に大きな問題になります。ですから、先手を打って、やっぱり余市町長として寿都のほうに働きかけるし、全道にも働きかける、これが今町長としての手腕が求められているかと思うのです。ぜひとも食の都プロジェクトを成功させるためにはこの核のごみ処分場建設に対して明確にノーと言っていただきたい、そのことを申し上げたいと思うのです。そのことを再度伺いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

できることが前提での議論はできないというのが私の答弁でございます。最初からの繰り返しに

なりますが、現在寿都町内で議論が行われている段階であり、地方自治の本旨というのに住民自治というのがありますから、まず、先ほども申し上げましたとおり、文献調査イコール最終的に造るということは私はそうは思っていないというわけでございますので、寿都町の議論を見守りたいということでございます。

○13番（安久莊一郎君） 最後になりますけれども、できてしまったらもう遅いのです。だから、できる前にいかに止めるか、そこが今問われているわけです。だから、今こういう事態のときにやっぱり町長、先頭に立って、いろいろ働きかけをするし、反対をちゃんと寿都町にも申し入れる、そして町民に対しても一緒になって考えようということをごひやっていたいただきたいと思っております。何か町長の答弁、同じことの繰り返しのようなので、これ以上論議進めても駄目かと思えますけれども、ぜひそのことを強く求めて、私の質問を終わります。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきたいと思えます。

安久議員がおっしゃるとおり、議論をして知識、教養を深めていくと。本当にこれはどういうものなのかというのがまだ知識がそんなに十分ではないと思えますので、その点は私も反対すべきものではなくて、大いに議論をして、果たしてこれは本当に危ないのかどうか、どういう被害があるのかということも含めて議論、知識を深めていくべきだというふうに考えております。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時45分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位3番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和2年余市町議会第3回定例会において、さきに通告した一般質問2件ですが、町長には答弁のほどよろしくお願ひしたいと思えます。

共同墓の設置について。共同墓とはお互いに知らない者同士の複数人が宗派に関係なく一緒に納骨する場所ですが、近年は少子高齢化、核家族化もあり、お墓を継ぐことを望まない人も増えてきているなど、またお墓は高く買えないという理由などで共同墓を希望する方が多くなっていると聞いています。町営の共同墓の設置について町長の見解を伺います。

次に、余市町観光振興の中の新たな観光資源の開発についてであります。余市町観光振興計画は平成30年から平成34年、令和4年までの5か年の計画になっているところですが、誰もが予想することのできない出来事が全世界で発生し、このコロナ禍の状況を考えると、誰が悪いわけではありませんが、観光客は計画とは相当数減少していると推測される。特にインバウンドの来町は当面の間は期待できないが、その反面よい点もあり、平成30年度に余市小樽間の高速道路が開通したことによる効果と思われるが、相当数のマイカーによる観光客が増加していると思えます。このピンチをチャンスに変えるタイミングとして、前々から課題になっている体験型観光メニューの開発に着眼し、調べてみると、現在は農業体験とともにワインに関する体験や農道離着陸場におけるスカイダイビング等が見受けられるが、本町の観光資源に着目をしていくと北北東及び東北東に延びる海岸線は17キロにも及び、沿岸はニセコ積丹小樽海岸国定公園に指定されている海岸線は特にローソク岩、えびす大黒岩、シリパ岬など海上からの景観がとてもすばらしいものと思えます。陸

地からの観光メニューだけではなく、海岸線沖合からの観光メニューがあってもいいのではないかと思います。町長は新たな体験型観光メニューを開発する考えはあるのかをお聞きします。

次に、観光振興計画の中の主な観光資源の中で特産品の分類で菓子のところにリンゴもなか、ウイスキーもなか、アップルパイと書かれています。いま一步インパクトに欠けていると思います。特に若い世代の人に好まれる余市に特化した新しいお菓子の開発ができないものか、町長の考え方をお聞きします。よろしくお願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の共同墓の設置についてのご質問に答弁申し上げます。

少子高齢化や核家族化が進む中、お墓の維持が困難となる事例や経済的理由などにより墓石の建立や納骨が困難な方もいらっしゃると思います。そのような中、比較的安価で維持管理の負担が小さい共同墓の設置については公営のみならず、全国的に進んでいるところです。本町におきましては、町民の皆様のご要望や関係機関、団体のご意見を伺いながら整理してまいります。

次に、新たな観光資源の開発についてのご質問に答弁申し上げます。1点目の新たな観光体験メニューを開発する考えはあるかのご質問でございますが、本町を訪れる観光客の滞在時間の延長や観光消費の増額を図るためには豊富な観光資源、特に体験型観光メニューが豊富であることが望まれるところでございます。本来観光メニューの開発は行政ではなく、事業者が行うことが望ましいものでありますので、その取組を活性化させるために平成29年度から令和元年度まで余市観光協会へ委託事業として体験型観光資源発掘業務を実施、今年度においては体験型観光メニューをさらに発展させることでより魅力的な体験型観光メニューの創出を図るべく体験型観光資源活用発展業務を同じく余市観光協会へ委託事業として実施しております。

次に、余市に特化したお菓子の開発ができないかのご質問でございますが、これも事業者が行うべきものであり、昨年度には地域の特産品を活用した商品開発の取組に対する支援制度を創設しておりますので、新たな商品の開発につながるよう当該支援制度の積極的な周知に努めます。

○16番（山本正行君） 共同墓の関係については、今後も余市町民の動向なども見た中で新しい形のお墓の在り方について十分認識をしているということですので、これについては何かあればもう一言いただきたいと思いますが、お願ひしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

本件につきましては、先ほど申し上げたことが全てでございますが、各近隣の例を見ましても宗教界の団体とかからも要望を受けて町が動くという形になっております。他方で、余市についてはそういう状況にはないので、今後も情報を整理するというところでございます。

○16番（山本正行君） ぜひとも共同墓については今後ともよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。これについては終わります。

続きまして、体験型メニューの関係でございますが、観光協会のほうにも委託事業としてメニュー開発をしているということでもありますので、私も、これについて今回触れたのは私自身も昨年の町議会選挙の中で公約の一環として体験型メニューの開発という形で提案をさせていただいております。その中にまさしくこの海岸線を要素にしたマリレジャー的な観光資源、これの開発をしたいというような思いも私の中にもありました。そんなことで今回質問をさせていただきましたが、町長の先般のフェイスブックを見ると、海岸線を海からモーターボートか何かで撮影した映像が見受けられたのです。それで、このフェイスブックの内容を見ると、これは町長は相当、自ら

余市海岸、シリパ岬からローソク岩までの間をクルージングしながら観光の資源調査をしたのかなと、私はそのように捉えさせていただきました。先般私も機会がありましたので、再度シリパ岬から豊浜沖のローソク岩までクルージングをさせていただきました。非常に天気のいい日は海岸線がきれいで、現在余市町においては海岸に関する観光としては豊浜に民間でスキューバダイビングをやっている方が1件あります。あと、余市町内にあるメニューとしては釣り船関係はあるのですが、名所を回るようなクルージングツアーというのは今余市にはないと思います。小樽は青の洞窟という有名なスポットがありまして、それに対する小樽運河の港から出るクルージングが非常に人気を得て、今小樽では相当な件数が、小樽を出て、ぐるっと青の洞窟を見て帰ってくるコース、40分から1時間弱のコースですが、非常にこれは評判もよく、小樽で今やっていると。さらに、隣町の積丹町を見ると、積丹水中展望船などで活動をしていると。同じニセコ小樽国定公園の海岸エリアだと私は思いますが、私もずっと余市にいますが、なぜかしら余市町においてはそこの開発が遅れているなど。今町長から聞いたとおり、そういうのもありまして、多分委託業者、観光行政の詳しい観光協会が行っているのか分かりませんが、観光協会が行っているとすれば、体験型のメニューが近々出来上がってくるものかなというふうに期待するところです。そんなことで、ぜひとも町長の、コロナ禍という非常に全国的にも厳しいこの情勢の中で、今回私が提案をしているこの体験型のメニュー開発については今後このコロナ禍の中では多分、予想ですが、インドアよりはアウトドアという志向になっておりますので、外でレジャーを楽しむ人が増えてくるというふうに思いますので、ぜひともこの開発について前向きに進めていただきたいということで、考え方を聞きたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、海関係には非常に風光明媚な場所が広がっており、私の投稿、あれは私が行ったわけではなくて、ほかの人が行ったやつをシェアしただけですけれども、すばらしいきれいな海のコースだったというふうに理解しております。このようにやはりすばらしいスポットが、もちろんワイナリーのブドウ畑もそうですし、海に行けば余市にも青の洞窟のような場所もありますので、非常に可能性に満ちている場所だというふうに考えております。他方で、我々行政が観光メニューを開発するわけではありませぬので、先ほど来申し上げていますが、事業者が行うことが望ましいと。小樽も積丹も事業者がやっているわけですが、そういうのも踏まえて観光協会が宝島社ですとかと組んで体験型観光を発掘しております。海の関係ではローソク岩のシーカヤックツアーなどもやっているというふうに認識しております。今後も、先ほど申し上げましたが、委託事業といいますか、事業者が体験型観光を形成できるような後押しは引き続きしていきたいというふうには思っています。

○16番（山本正行君） 今町長からは投稿はしたけれども、私は行っていませんと。それはシェアしたということで理解をすれば何ら問題はないことでありまして、別にそこを責めているわけでも何でもありません。ただ、そのときの情報の中にも多分あったと思いますが、景勝巡りだけではなく、今余市の海は、この積丹半島も含めてですが、水温が上昇しているのかなということもありまして、魚の種類も変わってきていると。そして、前よりブリやマグロなどのそういう目撃も多くなってきていると。それに併せてイルカの群も多くなってきていると。だから、場合によっては、あくまでも民間企業がやるのは当然ですが、メニューとしてはホエールウォッチングではないですが、

イルカのウォッチングもメニューに入れていけるような、そういう資源が豊富な海であるということの認識をまずいただいて、そしてこれを行うのは民間の力と。まさしくそうです。これは、民間でないとできないと思います。ただ、それに対して私お願いしたいのは、観光協会がもし事業主体としてやるとなったとき、もしくはどこかの民間企業が事業主体となったとき民間企業、1つの企業が全てを準備して、スタートして、海を相手にすると自然環境に影響される、海はしけが1か月も続いたら営業できない、そんなことを含めて考えたときに第三セクターがいいのか、観光協会がいいのか、ちょっとその辺が分かりませんが、町としてその事業者に何らかの裏補填ができるような、それによって継続できるような観光資源にしていきたい、こんなことも併せて今日お願いをしておきたいというふうに思っています。そんなことで、ぜひともこの体験型観光ツアーの特に海に関する問題については近い将来、あまり遅くならないうちに一定程度の結論を出していただいて、いろいろな方に余市のよさを知ってもらうということをお願いしたいというふうに思いますので、もう一度これに関して町長の答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、シーカヤックツアー、既に体験型観光であるということで、質問の趣旨が裏補填をしてほしいということでありましたら、基本的には観光事業者が独自の責任でもってやるのが正当な経済活動だと思いますので、町から今のところ裏補填するというつもりはないということは申し上げておきたいと思います。他方で、体験型メニューに関しましては、29年度からやっているとおりに、非常に可能性があると思いますので、その点はもちろん事業者がスムーズにできるような支援は引き続きできる限りしていきたいと

いうふうに思っております。

○16番（山本正行君） 体験型観光に関するところについては、一定程度今町長から裏補填の問題も含めて前向きなお話がありましたので、これについては終わらせていただいて、次のほうに移りたいと思います。

これも私がもともと役場職員だった時代から課題でありました余市町に観光に来たけれども何かお土産ないですかと。一般的にはよく使われたのが農協で出しているリンゴジュース、りんごのほっぺ、これがよく使われております。今でも多分結構使われていると思います。ところが、5本入りになると1キロくらいの重さで、持って帰るといったら大変なのです。ただ、逆に言うといいものではあるけれども、もっと違うものはないのかなと前々から私も考えておりました。過去に地元菓子協会と商工会議所か何かとの連携の中で何か開発できないかという議論もさせていただきましたが、なかなかそれが進まなく、いやいや、ウイスキーもなかがあるからと。いやいや、リンゴもなかがあるよと、そういう話で物事があまり進まない。そんな中、山本観光農園がアップルパイを出したことによって少し新たな視点でのお菓子が出てきたと。そして、今現在その3つが中心の銘柄ではないですが、そういうふうになっている。それから何かないかということで考えたときにいま一步インパクトに欠けているなということで、これも先ほど答弁にあったとおり、民間の業者がやはりいろいろな角度から研究をして、開発をしていくというのが基本だということは十分分かっております。ただ、行政として何かできないのかというふうに考えたときに、齊藤町長は就任してもう2年が来ると思いますが、種をまきながら収穫する時期に入ってくるということも申し上げているようですが、私はこの間種をまいた中に、民間の力の中にもしかしたら、私もちょっと記憶薄いのですが、道内メーカーのきのとやかも

りもと、そこのつながりが齊藤町長はあるのではないかなということも思いまして、今回、行政が直接やるということはできないのは私も十分分かっておりますが、もし可能であれば余市町が民間の大きなお菓子メーカーにお願いをしてでもいから、特にフルーツになると思いますが、余市の特産品に特化した新しいお菓子、例えば若い人に喜ばれるお菓子がクッキーなのか、何かなというの正直言って私も分かりません。ただ、そういうお菓子があれば1キロもする重たいお土産持たなくてもさくっと買ってさくっと帰れるという、そういうお土産がもしあれば、特にそれが余市に来ないとないと。小樽、札幌では買えない、余市で買えるのだと、そういう戦略が可能であればと思ひ、今回質問させていただいております。ぜひとも前向きな再度の答弁、よろしく願ひします。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

民間業者が余市町の素材を使ってお菓子の開発ということでございますが、山本議員もおっしゃったとおり、きのとやさんは余市のリンゴを使ったアップルカスタードパイというのをやってくれていたり、ほかの業者、挙げれば切りがないぐらいたくさん業者がありますけれども、アップルパイですとかジェラートですとか様々な余市産品のお菓子自体は開発してくれております。例えば余市のトマトを使ったおかきのようなものも出している会社もありますし、セイコーマートさんはこれまで多くの余市の産品を使ってくれて、累計、相当な売上げ本数、個数の商品を出してくださっているということで、余市の産品自体は様々な事業所さんが使ってくれているということでありませう。他方で、山本議員が指摘しているのは町内の事業者の中でということだというふうに思ひますので、これに関しては、先ほども申し上げたとおり、商品開発の支援制度を創出しておりますので、

ぜひこういうのを活用しながら新しい、お菓子でも何でもいいですけれども、作っていただきたいなという思いでおりますので、ぜひ山本議員も活用して、お菓子を作っていただきたと思ひます。

○16番（山本正行君） これで最後にします。今町長からあったとおり、いろいろな方面で開発をした中で販売もやっているというのも私も知っております。ただ、やっぱり地元のお菓子屋さんとの連携や地場産品で物を作っていくという基本的な経済対策を考えたときになるべく内需が余市町内で起き得るような、そういう政策も今必要だという判断を町長もしているみたいですので、商品開発に対する補助金やいろいろな制度も思ひますが、今後ともそういうものを活用して前向きに開発していけるような、そういう環境をぜひともつくっていただきたということ申し添えて、最後一言何かあれば答弁を聞いて、終わりたいと思ひます。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思ひます。

ぜひ町内業者が商品開発の支援制度を使って新しい商品開発していただきたれば、町としても制度を創出したやりがいがあるというふうに思っておりますので、そういうふうな方向に進んでいただきたと思ひます。繰り返しになりますが、山本議員もぜひお使いいただきた、開発いただきたと思ひます。よろしく願ひします。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時25分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位4番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、今定例会に当たり1件の質問しております。要を得た答弁を理事者においては願います。

新型コロナウイルス感染症の対策について。非常事態宣言が解除された今も新型コロナウイルスの猛威は継続しています。道内、全国でも医療機関、介護施設、保育所などでクラスターが発生しています。さらには、この影響で日常生活を支えている医療機関、介護事業所などが受診、利用の控えもあり、経営困難、事業閉鎖など危機に直面しています。また、秋、冬の感染症対策に向けて大きな不安を抱えている実態も分かってきました。インフルエンザや風邪など症状でコロナを区別することは困難と言われています。そのためにもインフルエンザの予防接種の徹底が必要とされています。特にコロナで重症化リスクが高いとされている高齢者の予防接種の徹底が必要です。東京都は、インフルエンザと新型コロナウイルスが同時流行した場合、患者の重症化や医療機関の負担が増えるおそれがあるとして、60歳以上で基礎疾患がある人と65歳以上の高齢者にはインフルエンザの予防接種を実質無料とすることを決めました。町としても医師が必要と判断したPCR検査を9月中に進めるとしていますが、住民の健康を守るために急がれます。また、感染リスクを未然に防いでいくためにも町行政と保健所、医療機関が必要な情報を共有し、連携していくことが必要です。以下、伺います。

1、町における医療機関、介護事業所など新型コロナウイルスの影響について。

2、医療機関、介護事業所、保育所をはじめとした職員のPCR検査など実施することについて。

3、医師が必要と判断したPCR検査の取組について。

4、60歳以上で基礎疾患のある人と65歳以上高齢者のインフルエンザ予防接種の無料化と促進、徹底について。

5、俱知安保健所余市支所を保健所として機能強化を道に求めることについて。

6、町行政と保健所、医療機関による新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を強化することについて。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問に答弁申し上げます。

1点目の町における医療機関、介護事業所など新型コロナウイルスの影響についてですが、医療機関、介護事業所においては患者やサービス利用者の減少が見られることから、経営への影響も懸念される場所ではあります。

2点目の医療機関、介護事業所、保健所職員のPCR検査の実施についてですが、その時々感染状況により国、道の方針に基づき判断され、実施されるものと考えております。

3点目の医師が必要と判断した場合のPCR検査の取組についてですが、従来どおり保健所が設置する帰国者・接触者相談センターに相談した上で、検査体制が整った帰国者接触者外来を紹介し、PCR検査が行われております。

4点目の60歳以上で基礎疾患がある人と65歳以上高齢者のインフルエンザの予防接種無料化と促進徹底についてですが、季節性インフルエンザは発熱を伴うなど新型コロナウイルスと症状が類似していることから、コロナ禍においては例年以上に警戒が必要なものと考えており、本町といたしましても高齢者や基礎疾患がある方については重症化予防の観点からかかりつけ医師による適切な時期に予防接種が実施されるよう医師会を通じ接種勧奨に努めてまいります。また、高齢者インフルエンザ予防接種の無償化については、今後道の動きを注視してまいります。

5点目の倶知安保健所余市支所を保健所として機能強化を道に求めることについてですが、倶知安保健所余市支所は平成10年4月から道の保健所機構改革により余市保健所から倶知安保健所余市支所となった経緯があります。現在新型コロナウイルス感染症は倶知安保健所が担い、相談から疫学調査、検査、指導に至るまで十分機能が果たされており、保健所の整備等については道の判断によるものと考えております。

6点目の町行政と保健所、医療機関による新型コロナウイルス感染拡大防止対策を強化することについてですが、既にそれぞれの機関が持つ役割を果たしておりますが、引き続き保健所、医療機関と連携を図り、感染拡大防止に努めてまいります。

○15番（中谷栄利君） 答弁をいただきましたが、まず新型コロナウイルスの医療機関、介護事業者の感染の問題についての影響、これについて経営が減少しているということで懸念されているという話ですが、なぜこの問題についてあえて質問しているのかというと、本町においては高齢化率が39%、そして特別養護老人ホーム、そして医療機関、介護事業者が多い、そういった中でこれらの、余市町の生活を支えていく意味でもこの医療機関、介護事業者、またそして保育所もそうですが、そういったところのしっかりした下支え、そういったものがなければなりません。そこで、経営困難ということが見受けられると、懸念だという話がありましたが、前回の6月定例会の中でもこの医療機関等における介護の減少、減収分についての国に対してしっかりと補填すべきだと、そういったような意見書、全会一致で採択した次第です。こういったことも踏まえて、町としても国に対して、また道に対してもこの医療機関、介護事業所のしっかりした減収分も下支えする、そういった対策が必要と思いますが、ただ経営懸念ということだけでなく、町長としてもそういうことに対し

て国、道に働きかけることが必要と考えますが、これについていかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思っております。

介護事業所の経営への懸念の話であります、昨年度と比較しまして大体4.3%の減収になっているというのが現状であります。もちろんコロナ禍において医療機関や介護事業所の減収の問題は全国的にも話題になっている話でありますので、国に対してしっかりとやっていってほしいという思いではあります。

○15番（中谷栄利君） 前回の議会での全会一致の意見書、しっかり尊重して、国、道にしっかり働きかける、そういった意思であると私は思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それで、これらの経営をしっかりと下支えするためにも、今医療機関、介護事業所で特にそれぞれが高齢者と接するということで、やはり感染対策について非常に警戒している。特に医療機関においては入院患者については、最近知ったことですが、面会できるのは1回だけと。また、介護事業者においては部外者の面会はできない、そして面接するについてもしっかりと感染対策を取られているというのが分かります。しかし、職員に対してのPCR検査等においても事業所が努力しているところはありますが、それぞれやはり検温はもちろんやっていますが、しっかり体制を取っていても感染してしまう、これが新型コロナウイルスの特徴だと思います。不幸にも余市協会病院でも発生しましたし、また小樽市立病院の中でも発生している。今終息に向けて全体努力して取組が進められていますが、新型コロナウイルスについてはそういった危険をはらんでいる。ですから、何よりも職員に対してのPCR検査、議員団で訪問して聞いたところによれば、特別養護老人ホームにおいては抗原、抗体のキットを購入し、職員が不安であればいつでも検査していいという

形で積極的に事業所として行っているということが分かりました。ぜひ検査について、保険が適用になれば無料になりますけれども、必要とした検査で不安だからという場合については相当高い値段が設定されて、医療機関、介護事業所などの負担になる、そういうことが考えられます。ぜひこの問題については国、道に対してしっかり求めていくこと、そしてこれだけ高齢化している特養、医療機関、介護事業所が多い本町として職員のPCR検査について徹底していくためにも、この問題について、今現在事業者が独自に努力している問題に対しても町が何らかの支援と同時に国と道に働きかけて、この高齢者等と接する機関、ましてそれが日常生活の住民にとっての下支えになっているわけですから、その部分についていち早く検査体制、万全に進めることを求めていかなければならないと思います。町長としてその取扱い、まず自治体としてこの問題についてどういうふうに対応していくか、国と道に対して対応するのか、その2つに分けてぜひ答弁お願いしたいと思いません。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思いません。

まず、自治体に関しましては医師が必要だと判断した方に対してはPCRや抗原検査を費用負担する形で行われているということで、それは自治体といいますか、そういう方針で進めていっているということでもあります。また、それ以外の国、道のことに関しましては、都道府県レベルでの話だと思いますので、国、道の方針に基づいて実施されていくものだというふうに思っています。

○15番（中谷栄利君） 3番目の質問についても絡んで答弁していただいたものと思いませんけれども、まず整理すると今国、道について、方針がいろいろありますが、とにかく検査は必要と認めながらも自治体や事業所任せになっているというのが実態で、発熱外来で必要と認めた、今国のほう

で方針変えて、厚生労働省でも通知を出していますが、それはあくまでも医師の判断でPCR検査を必要とした場合、保健所を介さなくても検査を行う、そういった問題についてです。そうでなくて、働くに当たって必要と判断した場合の検査、そういったことが今求められていると思いませんが、やっぱり不安を感じながら仕事しているというのが現状ではないかなと思います。そういった中で不幸にも感染してしまうというのがコロナの問題ですから、こういった医療機関、介護の事業所に当たって、また保育所に当たってもこういったPCR検査等の何らかの対策、自治体として積極的に支援していく、そういった体制が必要だと思いますので、そういったことをお伺いしていますので、それはあくまでも国、道の方針に従ってお願いしたいということなのか、事業として町を守るためにも必要と判断するのか、そこが問われておりますので、そういった答弁をぜひ期待しておりますが、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきます。

質問の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、要は自治体として全件PCR検査をしたほうがいいのではないかなという趣旨でありましたら、PCR検査をした後、翌日にかかるかもしれないですから、理論上は毎日やらないと安全性は確保できないということでございます。ですから、国、道と一般的にやられていることは医師が疑わしいと判断した場合にはPCR検査をするというような体制を取っているわけでありました。他方で、心配な方に関しては協会病院にも余市、北後志が支援する形でPCRセンター、感染対策センターが設けられますので、そこで自費によって検査が受けられるというような体制であります。

○15番（中谷栄利君） これからの対策ということもあって、いろいろな方針が出ていますから、それは進捗状況によって進めたいと思いませんが、

現場でやはり無症状で知らぬ間に感染させてしまっているということに対しての不安を感じながら働いているというのが現状ではないかなと思います。そのことに対していち早く確認して、安全を担保するためにも必要な検査に取り組むべきだということで質問しておりますので、お願いします。

そのことについてはその程度にとどめますが、3番目の医師が必要と判断したPCR検査の取組についてということなのですが、問題については、議員協議会の中でもこの問題は明らかになって、取組の状況が一体どうなっているのかなということがあって、心配になって質問しました。今現在9月14日ですので、中旬に差しかかっていますが、特にこの問題について協会病院のほうでのホームページ等で公開しているようですが、PCR検査ではなくて、それに準じたさらに早期に分かる検査で対応している話だと思います。公開している情報なので、あえて私から言いますと、LAMP法検査ということで、要するに保険診療とは別に希望者を対象にした新型コロナウイルス感染症検査を実施するというのが9月9日に発表されております。問題はいろいろあるので、整理したいと思います。まず発熱外来でかかった場合、医療機関であらかじめ電話等で発熱があるのもしやコロナではないかという心配もあるから受診したいという相談の下に対応する。その中で医療機関で問診等行い、やっていくことになるかと思いますが、これはどこの医療機関でもできるものとはなりません。いわゆる一般外来の患者さんと動線というのですか、入り口を分けて、そしてなおかつ受診する、問診する場所も隔離して、別室で対応しなければならない、そういったものであります。そういったことが余市町の今、いわゆるかかりつけ医というのですか、そういった一般診療を行っている医療機関で全てがそういったことに対応できる状況があるのか、こういったことについて、どういうふうに医師会とも連携しながらこの

問題について検討しているのか、まずそこをお伺いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

発熱等の症状が生じた場合には、まずはかかりつけ医に相談すると。相談した医療機関で受診、検査が可能な場合にはそこで検査を行うと。可能ではない場合には、相談した医療機関から検査ができるところに案内して、検査を行ってもらおうというような流れです。相談する医療機関に迷う場合は、保健所の受診相談センターに相談して、判断するというような流れになっています。

○15番（中谷栄利君） 発熱外来で医療機関に電話した場合、できる医療機関とできない医療機関がありますので、電話の段階で、こういうことあってはいけないと思いますので、あえて言わせていただきますが、うちではできないのでお断りしますではなく、やはり次に余市町内でできる医療機関についてはこういったところですかという案内を、発熱外来の相談電話があったときにはそういった対応で患者の受診権をきちんと守ることに対しての徹底が住民生活のコロナ問題でまず不安を抑える意味でも大切な姿勢だと思います。ぜひとも医療機関等で患者の動線、そういった確保できる、できないの医療機関があった場合、そういった問題についてもぜひ医師会等の中でそういったことについての徹底を図って、住民の中にも発熱外来についての方向についても医療機関でできるところ、そうでないところの案内をホームページでもぜひ公開して、対策を取ってもらいたいと思います。

問題はPCR検査についてなのですが、もし陽性ということが分かった場合、現在の取組ではこの後、症状がない場合は自宅で療養か、あるいは隔離施設での療養生活に入るかと思いますが、本町の場合、そういった陽性者が出たときの隔離療養する、そういった体制等はいかがですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

この話は何度も言っているかと思いますが、仕切りについては俱知安保健所です。常任委員会でも言っていますが、小樽市は小樽市の保健所があるから、小樽市で仕切っており、ほかの後志は俱知安保健所の管轄なので、陽性者が出た場合は保健所の仕切りによって指定の医療機関に行く、隔離するなどの方針が決定されるということです。

○15番（中谷栄利君） 要するに道の指導の下に行われるということで、町として療養施設がどうだとかということではなく、道の指示に従うという話だと思います。それは分かりました。

次に、要するにインフルエンザの予防接種の無料化と促進徹底についてですが、これも厚生労働省からインフルエンザについての通知が最近出ていると思います。これらを受けて、東京都や、今私の手元にもありますが、いろいろなところで、根室市、あるいは清水町、また道南の七飯町等でも、このインフルエンザワクチンを進めることによってやっぱり新型コロナとの同時流行に対して備える、医療機関がまず体制を崩壊させないため、そして何よりも高齢者等の重症化を出さないために有効な手段としてまずインフルエンザ予防接種、これを徹底させていく。国のほうでもワクチンについての増産について、約9%ですか、今現在増産体制になっているということを聞いております。本町においても今65歳以上、また若年層の方に対しても補助を行っています。65歳は1,000円ですが、ぜひ東京都と同じような考え方、60歳以上の基礎疾患、そして65歳以上の高齢者に対しての無料化をすることによってこれについての対策、布陣をしっかりとっていくということが今必要ではないかなと思っています。インフルエンザのワクチンといってもなかなか全てがされるわけではないですが、少なくともこういったことで案内

をし、何よりも健康であってもらうことと医療機関の体制を守るという意味で有効な手段だというふうになっております。ぜひそういったことで、町長の方の先ほどの答弁では動向見てという話がありましたが、そのことについて、今10月からの、ホームページ等でもいろいろ調整されて、対応する課では動いているようですが、ぜひそういった判断を首長としても、町長としても対応すべきではないかなと考えていますが、その問題についてどのようにお考えでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

余市町では、60歳から64歳で心臓、呼吸器、免疫等の基礎疾患を持っている方ですとか、65歳以上の方のインフルエンザを、先ほども申し上げましたとおり、医師会を通じて接種を進めているわけございまして、平成30年度では大体61%の方が接種されているということであります。もちろん重症化防止の観点からも適切な時期に予防接種がされるように引き続き医師会を通じて接種を進めていくということでございます。

○15番（中谷栄利君） あえて医師会通して徹底という話ですが、残念ながら1,000円という形で、65歳以上にあってはなおかつ身障手帳を持っているということが条件になっていますので、今基礎疾患を有するということはどういうふうな解釈になるか。持病で糖尿病や高血圧症等持っても重症化になるリスクは高いと言われています。そういったことも判断した上での検討はこれからも必要となりますが、これらの問題についても医師会等通してぜひ、秋、冬の対策についてもこれからの検討の大きな問題となっておりますので、しっかりそういったリスクを抑えていくための万全な体制を早急に願いたい。そのためにも、今1,000円で61%という状況ですから、負担を極力、何でも無料にすればいいというものではないという意見もあるかもしれませんが、無料化すること

によって安心して検査を受ける、ワクチンを受けるといふ糸口になればそれほどいいものではないかなと思います。ぜひそういったことも含めて医師会と検討していただきたい、そのようにお願いして、次5番目の倶知安保健所余市支所の保健所機能強化についてなのですが、平成10年4月に機構改革で支所となっております。支所になるに当たって、余市町としても議会としても保健所であってほしいということでもいろいろな要請もあったと聞いております。ただ、今新型コロナウイルスで人口が1万8,000人と多い町の中で倶知安保健所余市支所が十分機能を果たし得る存在なのか、あるいは後志振興局の保健課のところでの相談センターでこういったものが十分対応できるのか、その辺に対して本当に疑心暗鬼にならざるを得ないと私は思います。この保健所の支所になるに当たって、近隣の小樽市があるからということで、そういったことも一つの考察材料になっていたと思いますが、小樽市においては自分のところの管轄のところでは非常に大変だという状況で、余市は倶知安保健所のところでは対応するというくりに道のホームページでもなっているのが現状です。これだけ、私たち共産党議員団も様々な懸念として北星余市高校の問題、夏、冬の帰省の問題、それだけでなく、いろいろなところでの感染リスクのことを想定した場合の取組がやはり事前に必要ではないか。新型コロナウイルスに対しての感染症ですから、国や道についての管轄ということで、非常に難しい問題があるかもしれませんが、住民生活における様々なリスク、そういったことについて気がつくのはやはり現場の自治体の担当課であったり、職員であったり、あるいは事業者であります。そういったところと連携を密にして、町行政としても保健所として機能強化をした余市の保健所としてのいわゆる明確な姿勢を通し、これらの体制に医療機関と必要な情報を共有して対策に当たるということがやはり必要だと私

考えます。何でも国、道に任せる、国、道がやることだからということではなく、不安なことに対してのリスクを未然に防ぐための対策は何なのか、そういったことも医療機関との情報共有の中で、保健所の機能強化でしっかりとした実地検査、そういったことも含めて地方行政の担当課もその使命を果たしていく役割があるのだと思います。そのような連携をこの町の中でしっかり見せることによって住民が安心して暮らしていけるものだと私は考えますが、本来ある姿だと思っていますが、町長の答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

趣旨としては、保健所が支所ではなく保健所本体となって町と連携しながらやるのが重要なのではないかということだと思いますけれども、先ほど答弁させていただきましたとおり、もちろん担当課としては倶知安保健所と連携は取っておりますし、このコロナ禍においても倶知安保健所余市支所となったことによって機能が果たされていないかという点も果たされていなくはないと。十分機能しているというふうに考えております。協会病院で発生した際もきちんと倶知安保健所が対応していたというふうに把握はしておるわけでございます。道の機構の話ですので、町がどう言う話ではありませんので、ここは道の判断によるものではないかというふうに思っています。

○議長（中井寿夫君） 中谷議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明15日は会議規則第8条の規定に基づき、
午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時59分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 16番 山 本 正 行

余市町議会議員 18番 岸 本 好 且

余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二